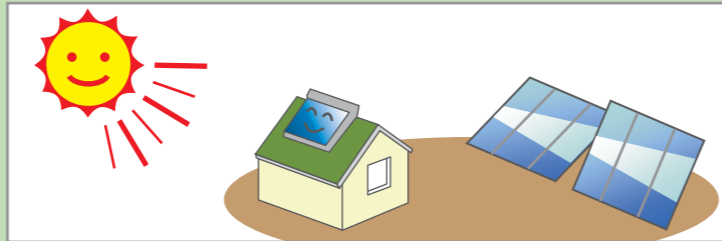


# 川崎市地球温暖化対策推進条例の概要

**市民や事業者の取組**：条例では市民や事業者の方々の取組として次のような取組を定めています。

## 1 再生可能エネルギーの優先的な利用等

太陽光や太陽熱など、温室効果ガスを排出しないエネルギーを優先的に利用しましょう。  
市では、太陽光発電設備に対する助成を行っています。



## 2 温室効果ガスの排出量の少ない製品の利用等

省エネルギー機器の利用などを心がけましょう。

例えば

### 冷房の温度を28℃、暖房の温度を20℃に設定する

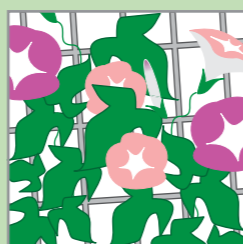
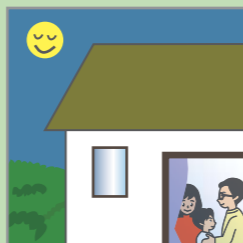
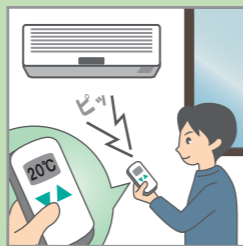
カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることにより冷暖房の設定温度を工夫して過ごしましょう。

### 電力の使用量を削減する

主電源を切りましょう。長期間使わないときはコンセントを抜きましょう。

### 家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房と照明の利用を減らす

家族が別々の部屋で過ごす、冷暖房も照明も余計に必要になります。



## 3 廃棄物の発生抑制等

発生抑制、再使用、再生利用など、廃棄物の3Rを推進しましょう。

例えば

### 買い物袋を持ち歩き、省包装の品物を選ぶ

買い物袋を持ち歩けば、レジ袋を減らせます。トレーやラップは家に帰れば、すぐごみになります。

## 4 交通に係る地球温暖化対策

公共交通機関の利用や低燃費車の使用、エコドライブの推進などに努めましょう。

例えば

### アイドリングストップを行う

駐車や長時間停車するときは車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。

## 5 緑の保全及び緑化の推進

緑の保全や緑化の推進に努めましょう。

例えば

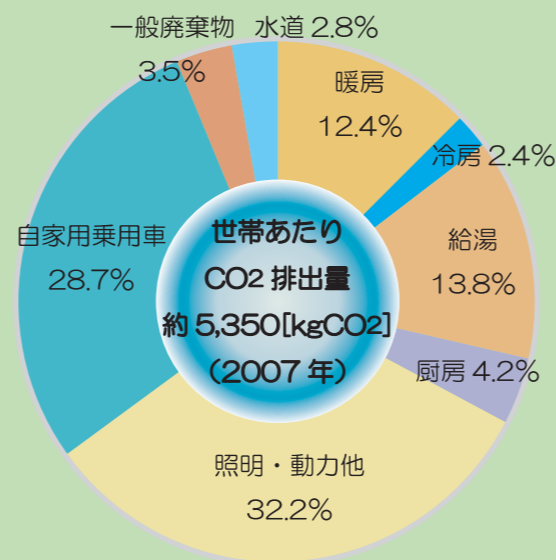
### 緑のカーテンをつくる

つる植物を使った緑のカーテンによって、冷房の使用を控える、環境にやさしいライフスタイルを取り入れましょう。ヒートアイランド現象の緩和にも寄与します。

### 身近な緑の保全と育成を行う

庭木の緑を大切に、生垣などの緑化を行うことは、うるおいのある生活空間とヒートアイランド現象の緩和にも寄与します。

## 家庭からの二酸化炭素排出量



(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の1990～2007年度の温室効果ガス排出量データ」(2009.4.30発表)

**事業者の方々の取組**：条例では次のような取組を定めています。

## 1 事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度

■温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者に対して、温室効果ガスの排出の量、削減目標及び具体的な取組内容などを記載した事業活動地球温暖化対策計画書・事業活動地球温暖化対策結果報告書を作成し、市長に提出することが義務付けられます。

■対象となる事業者

- ・市内に設置している全ての事業所における原油換算のエネルギー使用量の前年度における合計が1,500kl以上の事業者（フランチャイズチェーンは、市内における本部及び加盟店を合算する）
  - ・市内の事業活動に伴う全ての自動車の使用台数が100台以上の事業者
  - ・市内に設置している事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質（二酸化炭素については、エネルギーの使用に伴うものを除く。）の排出量の前年度の合計が二酸化炭素の量に換算して3,000t以上の事業者
- ※ 事業活動地球温暖化対策計画書は3年ごと、事業活動地球温暖化対策結果報告書は毎年提出します。

■市長は、この概要をホームページなどで公表します。

■対象とならない事業者も、事業活動地球温暖化対策計画書等の提出ができます。

## 2 開発事業地球温暖化対策計画書

■一定規模以上の開発事業を行う者は、省エネルギー機器の導入など温室効果ガスの排出の抑制のための取組を記載した開発事業地球温暖化対策計画書を作成し、市長に提出することが義務付けられます。

■対象となる開発事業

- ・開発区域の面積が1ha以上であって、新築する1又は2以上の建築物の床面積の合計が5,000㎡を超える開発事業。
- ※ 川崎市環境影響評価制度の対象となる事業についてはその準備書の提出まで、それ以外は着工の90日前までに提出します。

■市長は、この概要をホームページなどで公表します。

■対象とならない事業者も、開発事業地球温暖化対策計画書の提出ができます。

## 3 環境技術による国際貢献

■製品の開発などを行う事業者の方々は、地球全体での温室効果ガスの排出の抑制のため、そのより少ない製品の開発等を行ってください。

■優れた環境技術を有する事業者の方々は、国際貢献の推進に努めてください。

■低CO<sub>2</sub>川崎ブランドなどにより、市はこうした取組を支援します。

## 地球温暖化対策推進のための体制整備

条例では協働により地球温暖化対策を進めることを規定しており、次のような取組を定めています。

## 1 地域地球温暖化防止活動推進センター

■センターは、地域における地球温暖化防止活動の支援拠点です。

■センターは、市内の地球温暖化防止活動に係る実践活動支援、普及啓発、相談助言、情報提供などを行うとともに、事業者、市民、市、推進員、協議会などのほか、県及び全国の地球温暖化防止活動推進センターとも連携しながら、地域における地球温暖化対策の取組を支援します。

## 2 地球温暖化防止活動推進員

■推進員は、市内の地球温暖化防止活動の地域リーダーです。

■推進員は、事業者、市民、市、協議会と連携・協働しながら、地球温暖化対策の実践活動や普及啓発を推進します。

